

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」改定について〔新旧対照表〕(案)

現行	改定(案)	備考(「改善方向」記載内容等)
<p style="text-align: center;">(目次)</p> <p>はじめに</p> <p>第1章 評価の基本的考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 評価の意義 2. 評価対象の範囲 3. 評価実施主体、評価者等の責務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 評価実施主体、評価者の責務 (2) 研究者の責務 4. 評価の実施経緯と評価システム改革の方向 <ol style="list-style-type: none"> (1) 研究開発評価のこれまでの実施経緯 (2) 評価システム改革の方向 5. 本指針のフォローアップ等 <p>第2章 評価実施上の共通原則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 評価対象 2. 評価目的 3. 評価者の選任 4. 評価時期 5. 評価方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 評価方法の周知 (2) 評価手法 (3) 評価の観点 (4) 柔軟な評価方法の設定 (5) 評価に伴う過重な負担の回避 (6) エフォート制度の導入 6. 評価結果の取扱い <ol style="list-style-type: none"> (1) 評価結果の予算、人材等の資源配分及び研究者等の処遇への反映 (2) 評価内容等の被評価者への開示 (3) 研究開発評価等の公表等 7. 評価実施体制の充実 <ol style="list-style-type: none"> (1) 研究経験のある人材の確保と研修等を通じた評価人材の養成等 	<p style="text-align: center;">(目次)</p> <p>はじめに</p> <p>第1章 評価の基本的考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 評価の意義 2. <u>評価対象本指針の適用範囲</u> 3. <u>評価実施主体、評価者等評価関係者の責務</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>評価実施主体、評価者研究開発実施・推進主体の責務</u> (2) <u>評価者の責務</u> <ol style="list-style-type: none"> (2-3) <u>研究者等の責務</u> 4. <u>評価の実施経緯と評価システム改革の方向</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>研究開発評価のこれまでの実施経緯</u> (2) <u>評価システム改革の方向</u> 5. 本指針のフォローアップ等 <p>第2章 評価実施上の共通原則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 評価対象<u>の設定</u> 2. 評価目的<u>の設定</u> 3. 評価者の選任 4. 評価時期<u>の設定</u> 5. 評価方法<u>の設定</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>評価方法の周知</u> <ol style="list-style-type: none"> (2-1) <u>評価手法</u> (3-2) <u>評価の観点</u> (3) <u>評価項目・評価基準</u> <ol style="list-style-type: none"> (4) 柔軟な評価方法の設定 (5) 評価に伴う過重な<u>作業</u>負担の回避 (6) <u>エフォート制度の導入</u> 6. 評価結果の取扱い <ol style="list-style-type: none"> (1) 評価結果の<u>予算、人材等の資源配分及び研究者等の処遇への反映活用</u> (2) 評価内容等の被評価者への開示 (3) 研究開発評価<u>等</u>の公表等 7. 評価実施体制の充実 <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>研究経験のある人材の確保と研修等を通じた</u> 	

<p>(2)データベースの整備と効率的な評価のための電子システムの導入</p> <p>第3章 評価の実施(対象別の評価方法)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 研究開発施策の評価 2. 研究開発課題の評価 <ol style="list-style-type: none"> (1)競争的資金による課題 (2)重点的資金による課題 (3)基盤的資金による課題 3. 研究開発機関等の評価 4. 研究者等の業績の評価 	<p>評価人材の養成等・確保と評価の高度化</p> <p>(2)データベースの整備と効率的な評価のための電子システムの導入</p> <p>第3章 評価の実施(対象別の評価方法)留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 研究開発施策の評価 2. 研究開発課題の評価 <ol style="list-style-type: none"> (1)競争的研究資金による課題 (2)重点的資金による課題 (3)基盤的資金による課題 3. 研究開発機関等の評価 4. 研究者等の業績の評価 	
<p>はじめに</p> <p>我が国は、科学技術創造立国の実現を目指して、「科学技術基本法」(平成7年法律第130号)を制定した。本法に基づき第1期科学技術基本計画(平成8年7月閣議決定)、第2期科学技術基本計画(平成13年3月閣議決定)が策定された。第2期科学技術基本計画においては、社会、経済をめぐる課題を解決するとともに、知の創造と活用により世界に貢献する等、国の持続的発展や国際的地位にふさわしい国の姿を実現するためには、科学技術の戦略的重点化、科学技術システムの改革、科学技術活動の国際化の推進の重要政策が不可欠であるとされ、優れた成果を生み出す科学技術システムを実現するための柱の一つとして、評価システムの改革が挙げられている。</p> <p>このように、研究開発について適切な評価を実施することが極めて重要であるとともに、評価が研究開発活動と一体化したものと見なされ、評価が定着していくことが必要である。科学技術を振興するため、研究者を励まし、優れた研究開発活動を奨励していくとの観点をもって適切な評価を実施することで、研究開発活動の効率化・活性化を図り、より優れた研究開発成果の獲得、優れた研究者の養成を推進し、社会・経済への還元等を図るとともに、国民に対して説明責任を果たすことができる。</p>	<p>はじめに</p> <p>我が国は、科学技術創造立国の実現を目指して、「科学技術基本法」(平成7年法律第130号)を制定した。本法に基づき第1期科学技術基本計画(平成8年7月閣議決定)、第2期科学技術基本計画(平成13年3月閣議決定)が策定された。第2期科学技術基本計画においては、社会、経済をめぐる課題を解決するとともに、知の創造と活用により世界に貢献する等、国の持続的発展や国際的地位にふさわしい国の姿を実現するためには、科学技術の戦略的重点化、科学技術システムの改革、科学技術活動の国際化の推進の重要政策が不可欠であるとされ、優れた成果を生み出す科学技術システムを実現するための柱の一つとして、評価システムの改革が挙げられている。</p> <p>このように、研究開発について適切な評価を実施することが極めて重要であるとともに、評価が研究開発活動と一体化したものと見なされ、評価が定着していくことが必要である。科学技術を振興するため、研究者を励まし、優れた研究開発活動を奨励していくとの観点をもって適切な評価を実施することで、研究開発活動の効率化・活性化を図り、より優れた研究開発成果の獲得、優れた研究者の養成を推進し、社会・経済への還元等を図るとともに、国民に対して説明責任を果たすことができる。</p>	<p>・ 実質的な内容は各章に記載し、経緯・指針の性格やうち付け等を「はじめに」に記載することとした。</p>

その際、科学技術の進展、社会経済情勢の変化に対応するだけでなく、生命倫理、環境に関する問題のように、科学技術が人間と社会に与える影響が広く深くなりつつあることから、人文・社会科学の視点にも配慮した評価が求められている。

研究開発評価については、第1期科学技術基本計画に基づき、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」（平成9年8月 内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。）が策定されるとともに、第2期科学技術基本計画に基づき、大綱的指針が改定され、一層の充実が図られることとなった。本指針は、大綱的指針を発展的に見直し、評価対象として、大綱的指針において示されていた研究開発課題及び研究開発機関に、研究開発施策及び研究者等の業績を加えるとともに、評価における公正さと透明性の確保、評価結果の予算、人材等の資源配分への適切な反映、評価に必要な資源の確保と評価体制の整備を図ることを重要な改善点として盛り込むこととする。

本指針による評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づく政策評価と対象とする範囲は異なるが、基本的に目指す方向を同じくするものである。本指針は、政策評価に求められている諸要素を踏まえ、さらに、研究開発の特性を考慮したものである。本指針による評価の実施に当たっては、同法に基づく政策評価と整合するように取り組むこととする。また、研究開発機関等の評価のうち独立行政法人

その際、科学技術の進展、社会経済情勢の変化に対応するだけでなく、生命倫理、環境に関する問題のように、科学技術が人間と社会に与える影響が広く深くなりつつあることから、人文・社会科学の視点にも配慮した評価が求められている。

研究開発評価については、第1期科学技術基本計画に基づき、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」（平成9年8月 内閣総理大臣決定。~~以下「大綱的指針」という。~~）を策定するが策定されるとともに、第2期科学技術基本計画に基づき、新たに「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成13年11月 内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。）を策定しが改定され、これまで研究開発評価システムの改革が進められ、評価の着実な実施とその質の向上一層の充実が図られてきたることとなった。~~一方、評価の現場においては、改革の進展がなお不十分な点や評価の実施に伴う新たな課題もあるものと考えられ、総合科学技術会議において、大綱的指針のフォローアップが行われた。~~本指針は、その結果を受けて大綱的指針を発展的に見直し、評価対象として、大綱的指針において示されていた研究開発課題及び研究開発機関に、研究開発施策及び研究者等の業績を加えるとともに、評価における公正さと透明性の確保、評価結果の予算、人材等の資源配分への適切な反映、評価に必要な資源の確保と評価体制の整備を図ること今後の評価の在り方として、創造への挑戦を励まし成果を問う評価、世界水準の信頼できる評価、及び活用され変革を促す評価を目指すことを重要な改善点として盛り込むこととする。

本指針による評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づく政策評価と対象とする範囲は異なるが、基本的に目指す方向を同じくするものである。本指針は、政策評価に求められている諸要素を踏まえ、さらに、研究開発の特性を考慮したものである。本指針による評価の実施に当たっては、同法に基づく政策評価と整合するように取り組むこととする。また、研究開発機関等の評価のうち、独立行政法人

・ 今回の改定に至る経緯を追加した。

・ 大綱的指針のフォローアップ結果の改善方向、創造への挑戦を励まし成果を問う評価、世界水準の信頼できる評価、活用され変革を促す評価が主な改善点である旨追加した。

<p>研究機関については、「独立行政法人通則法」(平成 11 年法律第 103 号)に基づく評価と整合するように取り組むこととする。</p> <p>本指針は、研究開発に関する評価について基本的な方針を示した、いわばガイドラインであり、各府省は、本指針に沿って、評価方法等を定めた具体的な指針を策定することとする。また、評価実施主体(注)は、本指針及び各府省の指針に沿って厳正に評価を実施することとし、総合科学技術会議は、研究開発評価の実施状況についてフォローアップを行い、各府省へ意見を述べることとする。</p> <p>(注) 評価実施主体としては、次のものが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各府省等の研究開発実施・推進主体(研究開発資金を配分する特殊法人等を含む。) ・大学(国公立を含む。)及び大学共同利用機関、独立行政法人研究機関、国立試験研究機関、特殊法人研究機関等の研究開発機関 ・大学評価・学位授与機構、独立行政法人評価委員会等 	<p>人研究機関(<u>研究開発資金を配分する法人を含む。以下同じ。</u>)については、「独立行政法人通則法」(平成 11 年法律第 103 号)に基づく評価、<u>さらに国立大学法人及び大学共同利用機関法人については「国立大学法人法」(平成 15 年法律第 112 号)に基づく評価</u>と整合するように取り組むこととする。</p> <p>本指針は、研究開発に関する評価について基本的な方針を示した、いわばガイドラインであり、<u>評価実施主体である各府省及び研究開発機関等の研究開発実施・推進主体(注 1)並びに本指針が対象とする研究開発について第三者評価を行う機関(第三者評価機関：注 2)</u>は、本指針に沿って、評価方法等を定めた具体的な指針を策定し、<u>厳正に評価を実施することとする。することとする。また、評価実施主体(注)は、本指針及び各府省の指針に沿って厳正に評価を実施することとし、総合科学技術会議は、研究開発評価の実施状況についてフォローアップを行い、各府省へ意見を述べることとする。</u></p> <p>(注 1) <u>評価研究開発実施・推進</u>主体としては、次のものが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各府省等の<u>研究開発実施・推進主体(研究開発資金を配分する特殊法人等を含む。)</u> ・大学(国公立を含む。)及び大学共同利用機関、独立行政法人研究機関(<u>研究開発資金を配分する法人を含む</u>)、国立試験研究機関等、<u>特殊法人研究機関等の研究開発機関</u> <p>(注 2) <u>第三者評価機関</u>としては、次のものが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>大学評価・学位授与機構、独立行政法人評価委員会、国立大学法人評価委員会、大学評価・学位授与機構等</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人化に関する記載を加筆した。 ・ フォローアップ規定は実質的内容で、第 1 章にも記載されているため、ここからは削除した。
---	--	---

<p>第1章 評価の基本的考え方</p> <p>1. 評価の意義</p> <p>評価は、国際的に高い水準の研究開発、社会・経済に貢献できる研究開発、新しい学問領域を拓く研究開発等の優れた研究開発を効果的・効率的に推進するために実施する。評価の意義は、次のとおりである。</p> <p>評価を適切かつ公正に行うことにより、研究者の創造性が十分に発揮されるような、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の創出を実現することができる。</p> <p>評価結果を積極的に公表し、優れた研究開発を社会に周知することにより、研究開発に国費を投入していくことに関し、国民に対する説明責任を果たし、広く国民の理解と支持が得られる。</p> <p>評価を厳正に行うことにより、重点的・効率的な予算、人材等の資源配分に反映できる。</p>	<p>第1章 評価の基本的考え方</p> <p>1. 評価の意義</p> <p>評価は、国際的に高い水準の研究開発、社会・経済に貢献できる研究開発、新しい学問領域を拓く研究開発等の優れた研究開発を効果的・効率的に推進するために実施する。評価の意義は、次のとおりである。</p> <p>評価を適切かつ公正に行うことにより、研究者の創造性が十分に発揮されるような、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の創出を実現することができる。</p> <p><u>評価を支援的に行うことにより、研究開発の前進や質の向上、独創的で有望な優れた研究者・研究開発の発掘、研究者の意欲の向上、より良い政策の形成等の効果が得られる。</u></p> <p>— 評価結果を積極的に公表し、優れた研究開発を社会に周知することにより、研究開発に国費を投入していくことに関し、国民に対する説明責任を果たし、広く国民の理解と支持が得られる。</p> <p>— <u>評価を厳正に行うことにより、重点的・効率的な予算、人材等の資源配分に反映できる。評価結果を予算、人材等の資源配分に反映することにより、研究開発を重点的・効率的に行うことができる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の3点に加え、評価を通じて、<u>研究開発の前進・質の向上や独創的で有望な優れた研究者・研究開発の発掘、研究者の意欲の向上、より良い政策の形成といった効果を生む意義を明示する。</u>(改善方向記載)
<p>2. 評価対象の範囲</p> <p>本指針が対象とする研究開発評価とは、研究開発施策、研究開発課題、研究開発機関等及び研究者等の業績の評価を指す。研究開発の範囲は、国費を用いて実施される研究開発全般とする。具体的には、各府省等の研究開発実施・推進主体が行う研究開発並びに大学(国公立を含む。)及び大学共同利用機関(以下「大学等」という。)、独立行政法人研究機関、国立試験研究機関、特殊法人研究機関等の研究開発機関が自ら実施する研究開発が対象となる。また、民間機関や公設試験研究機関等で国費の支出を受けて実施される研究開発、国費により海外で実施される研究開発等も対象とする。</p>	<p>2. 評価対象本指針の適用範囲</p> <p>本指針が対象とする研究開発評価とは、研究開発施策、研究開発課題、研究開発機関等及び研究者等の業績の評価を指す。研究開発の範囲は、国費を用いて実施される研究開発全般とする。具体的には、各府省等の研究開発実施・推進主体が行う研究開発並びに、<u>大学(国公立を含む。)及び大学共同利用機関(以下「大学等」という。)、独立行政法人研究機関—並びに国立試験研究機関—特殊法人研究機関等の研究開発機関実施・推進主体が自ら実施又は推進する</u>研究開発が対象となる。また、民間機関や公設試験研究機関等で国費の支出を受けて実施される研究開発、国費により海外で実施される研究開発等も対象とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第2章1. 評価対象の設定」と用語の混同を避けるため節名を修正した。

3. 評価実施主体、評価者等の責務

(1) 評価実施主体、評価者の責務

評価実施主体は、本指針を踏まえ、評価のための具体的な仕組み(評価指針等の策定、評価委員会の設置等)を整備し、研究者の能力が十分に発揮されるよう、厳正な評価を実施するとともに、その評価結果を適切に活用し、また、国民に対して評価結果とその反映状況について積極的な情報の提供を図る。その際、各府省においては、評価の実施及び評価結果の活用が適正に行われるよう、所管官庁としての責務の重要性も十分に認識しなければならない。

評価者は、厳正な評価を行うべきことを常に認識するとともに、優れた研究開発をさらに伸ばし、より良いものとなるように、適切な助言を行う。また、自らの評価結果が、後の評価者によって評価されることになるとともに、最終的には国民によって評価されるものであることを十分に認識しなければならない。

(2) 研究者の責務

研究者は、研究開発活動の一環として評価の重要性を十分に認識し、自発的かつ積極的に評価に協力する。また、研究者は、専門的見地からの評価が重要な役割を果たすものであることを十分に認識し、評価に積極的に参加する。

3. 評価実施主体、評価者等評価関係者の責務

(1) 評価実施主体、評価者研究開発実施・推進主体の責務

評価実施研究開発実施・推進主体は、本指針を踏まえ、評価のための具体的な仕組み(評価指針等の策定、評価委員会の設置等)を整備し、研究者の能力が十分に発揮されるよう、厳正な評価を実施するとともに、その評価結果を適切に活用し、また、国民に対して評価結果とその反映状況について積極的な情報の提供を図る。その際、研究者が高い目標に挑戦するなどを通じその能力が十分発揮されるよう促し、研究開発の質の向上や効率化を図るとともに、評価実施に伴う作業負担により研究者が本来の研究開発活動のための時間や労力を著しく費やすことのないよう留意する。また、各府省においては、評価の実施及び評価結果の活用が適正にかつ責任を持って行われるよう、所管官庁としての責務の重要性も十分に認識しなければならない。

(2) 評価者の責務

評価者は、公平・公正で厳正な評価を行うべきことを常に認識するし、研究開発実施に伴う研究者の責任を厳しく問う姿勢を持つとともに、独創的で有望な優れた研究者や研究開発を発掘し、又はさらに伸ばし、より良いものとなるように、適切な助言を行う。また、自らの評価結果が、後の評価者によって評価されることになるとともに、最終的には国民によって評価されるものであることを十分に認識しなければならない。

(2-3) 研究者等の責務

研究者等(評価対象が研究開発施策の場合、被評価者となるその推進担当者を含む。)は、国費による研究開発を行うに際し、意欲的な研究開発課題等に積極的に挑戦すること、研究開発の成果を挙げること、研究開発の成果が最終的には納税者である国民・社会に還元されるよう図ること、あるいは成果が出ない場合には評価を通じて課される説明責任や結果責任を重

・ 評価実施主体の責務として、研究者の高い目標への挑戦を促し、研究開発等の質の向上や効率化を図るとともに、研究者本来の研究開発活動の著しい障害とならないように評価を運営すること、評価の実施、評価結果の活用においては、その責任を厳しく問われることを記述する。(改善方向記載)

・ 読みやすくする観点から、評価者の項を独立させた。
・ 評価者の責務としては、常に公正・公平な評価を心がけ、厳しく研究者の責任を問う姿勢が必要であることとともに、評価に当たっては、独創的で有望な優れた研究者・研究開発を発掘し評価を通じて育てていくといった前向きな姿勢を持つことが重要であることを記述する。(改善方向記載)

・ 研究者の責務として、挑戦と責任(説明責任や結果責任)を書き込む。具体的には、国費を使った研究を行う場合、研究者は、意欲的な課題に挑戦することが重要であり、そのようなことに配慮した評価を受ける必要があることとともに、結果については厳しく責任を問われること、したがって、常に、国民の税金を使っているということを厳しく受け止め、成果を出すという責任を果た

	<p><u>く受け止めること等、その責任を十分に自覚することが極めて重要である。また、研究者は、研究開発活動の一環として評価の重要性を十分に認識し、自発的かつ積極的に評価に協力する。またさらに、研究者は、専門的見地からの評価が重要な役割を果たすものであることを十分に認識し、評価に積極的に参加する。</u></p>	<p><u>し、研究成果の社会への還元を図り、また、成果が出ない場合には評価を通じて課される説明責任や結果責任を重く受け止める心構えが必要であることを記述する。</u> (改善方向記載)</p>
<p>4. 評価の実施経緯と評価システム改革の方向 (1) 研究開発評価のこれまでの実施経緯</p> <p>研究開発評価は、第1期科学技術基本計画に基づき、大綱的指針が策定されたことにより、研究開発機関及び研究開発課題について本格的に導入された。以後、大学に関しては、自己点検・評価が義務付けられ、評価が一層促進されるとともに、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を実施するために、大学評価・学位授与機構が設立(平成12年4月)された。また、独立行政法人研究機関が設立(平成13年4月)されたが、それらの業務の実績に関する評価については、その所管官庁に設置された各々の独立行政法人評価委員会によって行われることとなった。</p> <p>第2期科学技術基本計画では、「評価結果の資源配分・処遇への反映や評価プロセスの透明性は未だ不十分であるとされており、評価の実効性の向上が課題」とし、「評価の在り方や方法、評価結果の公表等については、早急に改善が必要」であり、「研究開発評価に関する大綱的指針を改定する」とされている。さらに、「評価システムの改革」が優れた成果を生み出す研究開発システムを構築するための大きな柱の一つであることを指摘している。</p> <p>また、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」において、研究開発についても客観的かつ厳格な評価の実施が義務付けられることとなった。</p>	<p>4. 評価の実施経緯と評価システム改革の方向 (1) 研究開発評価のこれまでの実施経緯</p> <p>研究開発評価は、第1期科学技術基本計画に基づき、大綱的指針が策定されたことにより、研究開発機関及び研究開発課題について本格的に導入された。以後、大学に関しては、自己点検・評価が義務付けられ、評価が一層促進されるとともに、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を実施するために、大学評価・学位授与機構が設立(平成12年4月)された。また、独立行政法人研究機関が設立(平成13年4月)されたが、それらの業務の実績に関する評価については、その所管官庁に設置された各々の独立行政法人評価委員会によって行われることとなった。</p> <p>第2期科学技術基本計画では、「評価結果の資源配分・処遇への反映や評価プロセスの透明性は未だ不十分であるとされており、評価の実効性の向上が課題」とし、「評価の在り方や方法、評価結果の公表等については、早急に改善が必要」であり、「研究開発評価に関する大綱的指針を改定する」とされている。さらに、「評価システムの改革」が優れた成果を生み出す研究開発システムを構築するための大きな柱の一つであることを指摘している。</p> <p>また、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」において、研究開発についても客観的かつ厳格な評価の実施が義務付けられることとなった。</p>	<p>・ 経緯については「はじめに」に記載することとした。</p>

(2) 評価システム改革の方向

これまでの実施経緯を踏まえ、1. の「評価の意義」を実現するために、

「評価における公正さと透明性の確保」

「評価結果の資源配分への反映」

「評価のために必要な資源の確保と評価体制の整備」

に重点を置いて、次の方向で評価システムを改革する。

「評価における公正さと透明性の確保」については、客観性の高い評価指標や外部評価の積極的活用、評価内容等の被評価者への開示、評価結果の速やかな公表等を実施する。「評価結果の資源配分への反映」については、評価結果を予算、人材等の資源配分や研究者等の処遇等に適切に反映させる。「評価のために必要な資源の確保と評価体制の整備」については、評価業務のための体制を充実させるとともに、研究経験のある人材の確保と研修等を通じた評価人材の養成、さらには、研究開発データベースの整備や審査業務等の効率化のための電子システムの導入等を進める。

(2) 評価システム改革の方向

これまでの実施経緯を踏まえ、1. の「評価の意義」を実現するために、

「評価における公正さと透明性の確保」

「評価結果の資源配分への反映」

「評価のために必要な資源の確保と評価体制の整備」

に重点を置いて、次の方向で評価システムを改革する。

「評価における公正さと透明性の確保」については、客観性の高い評価指標や外部評価の積極的活用、評価内容等の被評価者への開示、評価結果の速やかな公表等を実施する。「評価結果の資源配分への反映」については、評価結果を予算、人材等の資源配分や研究者等の処遇等に適切に反映させる。「評価のために必要な資源の確保と評価体制の整備」については、評価業務のための体制を充実させるとともに、研究経験のある人材の確保と研修等を通じた評価人材の養成、さらには、研究開発データベースの整備や審査業務等の効率化のための電子システムの導入等を進める。

第2期科学技術基本計画では、「評価システムの改革」が優れた成果を生み出す研究開発システムを構築するための大きな柱の一つであることを指摘しており、また、大綱的指針においても大綱的指針に沿った評価の実施状況等を踏まえて、必要に応じ、大綱的指針を見直すこととしていたところである。

これらを踏まえ、今般、総合科学技術会議において大綱的指針のフォローアップを行ったところであり、その結果、我が国における研究開発評価システムの更なる発展を図るため、大綱的指針を見直し、改定し、今後、次の方向で評価システムを改革する。

創造への挑戦を励まし成果を問う評価

評価を行うことが却って研究者の挑戦を妨げたり萎縮させる原因になっている面がかなり見受けられる

・ フォローアップ結果の改善方向のポイント(今回改定の基本的考え方)を記載した。

	<p><u>ことから、今後は成果を問うことだけでなく挑戦を励ます面も重視する。</u></p> <p><u>世界水準の信頼できる評価</u></p> <p><u>信頼性の高い評価を行うために必要な手法、人材が不足していることから、評価の高度化を目指し、評価技術や評価者の充実などのための具体的な体制整備を行う。</u></p> <p><u>活用され変革を促す評価</u></p> <p><u>評価が研究開発の継続・見直しや資源配分、よりよい政策・施策の形成等に活用されるように徹底していく。</u></p>	
<p>5 . 本指針のフォローアップ等</p> <p>総合科学技術会議は、厳正な評価、評価結果の適切な活用等が十分に行われるよう、評価実施主体の評価の実施状況についてフォローアップを行い、各府省へ意見を述べる。</p> <p>また、本指針の実施状況等を踏まえて、必要に応じ、本指針を見直すとともに、適宜、評価実施主体においても、その評価方法等を見直す。</p>	<p>5 . 本指針のフォローアップ等</p> <p>総合科学技術会議は、厳正な評価、評価結果の適切な活用等が十分に行われるよう、<u>評価実施主体の本指針に沿った</u>評価の実施状況についてフォローアップを行い、各府省へ意見を述べる。とともにまた、本指針の実施状況等を踏まえて、必要に応じ、本指針を見直す。とともに、適宜、評価実施主体においても、その評価方法等を見直す。</p>	

<p>第2章 評価実施上の共通原則</p> <p>評価実施主体は、研究開発評価を適切に実施するために、あらかじめ評価対象、評価目的、評価者の選任、評価時期、評価方法及び評価結果の取扱いをそれぞれ明確にした評価の具体的な実施方法を定めるとともに、評価実施体制の充実を図る。</p> <p>評価の実施に当たって、共通的に踏まえるべき原則は次のとおりである。</p>	<p>第2章 評価実施上の共通原則</p> <p><u>評価実施研究開発実施・推進</u>主体は、研究開発評価を適切に実施するために、あらかじめ評価対象、評価目的、評価者の選任、評価時期、評価方法及び評価結果の取扱いをそれぞれ明確にした評価の具体的な実施方法を定めるとともに、評価実施体制の充実を図る。</p> <p>評価の実施に当たって、共通的に踏まえるべき原則は次のとおりである。</p>	
<p>1. 評価対象</p> <p>評価対象を明確かつ具体的に設定し、その内容を被評価者に事前に周知する。</p> <p>研究開発施策、研究開発課題、研究開発機関等及び研究者等の業績の評価において、複数の評価実施主体が、同一の評価対象についてそれぞれ異なる目的で評価を実施する場合がある。この場合、不必要な作業の重複を避けるため、互いに十分な連携を図り、体系的かつ効果的・効率的に評価が実施されるようにする。</p>	<p>1. 評価対象の設定</p> <p>評価対象を明確かつ具体的に設定し、その内容を被評価者に事前に周知する。</p> <p>研究開発施策、研究開発課題、研究開発機関等及び研究者等の業績の評価において、複数の評価実施主体が、同一の評価対象についてそれぞれ異なる目的で評価を実施する場合がある。この場合、不必要な作業の重複を避けるため、互いに十分な連携を図り、体系的かつ効果的・効率的に評価が実施されるようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当内容は「評価に伴う過重な作業負担の回避」に移動した。
<p>2. 評価目的</p> <p>評価結果をどのように活用するかを十分念頭に置いて、評価目的を明確かつ具体的に設定し、その内容を被評価者に事前に周知する。</p>	<p>2. 評価目的の設定</p> <p><u>評価はマネジメントサイクル(Plan, Do, Check, Action)の一環としての重要な手段であり、それ自体が目的ではない。評価を実施する場合、このことを十分認識し、当該評価を研究開発活動の中でどのように戦略的に位置づけ、誰がどのように活用するかをあらかじめ明確にした上で、評価結果をどのように活用するかを十分念頭に置いて、</u>評価目的を明確かつ具体的に設定し、その内容を被評価者に事前に周知する。<u>例えば、研究開発課題の中間評価では「研究開発計画の進捗度の点検及び情勢変化に対応した計画変更等の意思決定(中止を含む)並びにこれに沿って資源配分に反映するため」、研究開発施策の追跡評価では「当該施策の実施による産業又は社会への影響及び施策実施上の問題点の把握並びにこれらを踏まえた新たな施策形成への活用のため」等が考えられる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価の対象・時期、研究開発の性格等に応じた具体的・典型的な活用場面を念頭に、<u>具体的な評価目的の設定のあり方について実践的な例示をする。</u>(改善方向記載) ・ 「第2章6.(1)評価結果の活用」に記載の改善方向に対応し、記述を追加した。
<p>3. 評価者の選任</p>	<p>3. 評価者の選任</p>	

評価の公正さを高めるために、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者を評価者とする外部評価(注 1)を積極的に活用する。また、必要に応じて第三者評価(注 2)を活用し、さらに、民間等への委託による評価の活用も考慮する。その際、利害関係の範囲を明確に定める等により、原則として利害関係者が評価者に加わらないようにする。なお、利害関係者が加わる場合についてはその理由を示す。評価の客観性を十分に保つため、例えば年齢、所属機関、性別等について配慮して、評価者を選任するよう努める。評価者には、一定の明確な在任期間を設ける。

なお、国家安全保障上の理由等のため機密保持が必要な場合には、この限りではない。

外部評価又は第三者評価を行う場合には、評価者は、原則として当該研究開発分野に精通している等、十分な評価能力を有する外部専門家(注 3)とする。また、大規模なプロジェクト及び社会的関心の高い研究開発課題、研究開発施策並びに研究開発機関等の評価においては、研究開発を取り巻く諸情勢に関する幅広い視野を評価に取り入れるために、外部有識者(注 4)を加えることが適当である。なお、研究者等の業績については、所属する機関の長が、自ら定めるルールに従い評価を実施する。

また、研究開発の性格や目的に応じて社会・経済のニーズを適切に評価に反映させるため、産業界や人文・社会科学の人材等を積極的に評価者に加えることが必要である。さらに、国際的な観点からの評価を行うために、必要に応じて、海外の研究者に評価への参画を求める。

研究者間に新たな利害関係を生じさせないよう、評価者に評価内容等の守秘の徹底を図る。

評価の公正さを高めるために、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者を評価者とする外部評価(注 1)を積極的に活用する。やむを得ず内部評価(注 2)とならざるを得ない場合も、可能な限り外部の専門家等の意見を聴いて評価を実施する。また、必要に応じて第三者評価(注23)を活用し、さらに、民間等への委託による評価の活用も考慮する。それらの際、利害関係の範囲を明確に定める等により、原則として利害関係者が評価者に加わらないようにする。なお、利害関係者がやむを得ず加わる場合についてはその理由を示すとともに、当該利害関係を持つ評価者のモラル向上や評価の透明性確保等を図る。評価の客観性を十分に保つため、例えば年齢、所属機関、性別等について配慮して、評価者を選任するよう努める。評価者には、一定の明確な在任期間を設ける。

なお、国家安全保障上の理由等のため機密保持が必要な場合には、この限りではない。

外部評価又は第三者評価を行う場合には、評価者は、原則として当該研究開発分野に精通している等、十分な評価能力を有する外部専門家(注34)とするし、評価の質を高めるため、必要に応じて評価技術に精通している専門家や分野横断的専門家等の参画を求める。また、大規模なプロジェクト及び社会的関心の高い研究開発課題、研究開発施策並びに研究開発機関等の評価においては、研究開発を取り巻く諸情勢に関する幅広い視野を評価に取り入れるために、外部有識者(注45)を加えることが適当である。なお、研究者等の業績については、所属する機関の長が、自ら定めるルールに従い評価を実施する。

また、研究開発の性格や目的に応じて社会・経済のニーズを適切に評価に反映させるため、産業界や人文・社会科学の人材、研究開発成果の産業化・市場化の専門家等を積極的に評価者に加えることが必要である。さらに、国際競争・協調の観点や国際的ベンチマーキング等の国際的な観点からの評価を行うために、必要に応じて、海外の研究者に評価への参画を求める。加えて、独創的で有望な優れた研究者・研究開発を発掘し、育てるといった資質をもつ優れた評価者を選任することが重要であることを十分認識しなければならない。

研究者間に新たな利害関係を生じさせないよう、評価

・ 公正さや客観性を高めるという観点から、内部評価であってもできる限り外部者の意見を聴くこと、利害関係者がやむをえず評価に参加する場合もモラル向上や透明性確保等に対応することを記述する。(改善方向記載)

・ 評価の質を高める観点から必要に応じて評価の専門家や分野横断的専門家、さらには産業化・市場化の専門家の参画を求めることについて記述する。また、海外の研究者の参画については、激化する国際競争や国際的ベンチマーキングの重要性などから、国内に世界的水準の研究者が少ない分野等、必要に応じて検討することについて記述する。さらに、独創的で有望な優れた研究者・研究開発を発掘し、育てるといった資質をもつ優れた評価者を選任することが重要であることについても記述する。(改善方向記載)

<p>(注 1) 評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体、研究開発機関が評価実施主体となり、評価実施主体自らが選任する外部のものが評価者となる評価をいう。</p> <p>(注 2) 評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体、研究開発機関とは別の独立した機関が評価実施主体となる評価をいう。</p> <p>(注 3) 評価対象の研究開発分野及びそれに関連する分野の専門家、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者をいう。</p> <p>(注 4) 評価対象の研究開発分野とは異なる分野の専門家その他の有識者であり、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者をいう。</p>	<p>者に評価内容等の守秘の徹底を図る。</p> <p>(注 1) 評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体、研究開発機関が評価実施主体となり、評価実施主体自らが選任する外部のものが評価者となる評価をいう。</p> <p><u>(注 2) 評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体の内部のものが評価者となる評価をいう。</u></p> <p>(注23) 評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体、研究開発機関とは別の独立した機関が評価実施主体となる評価をいう。</p> <p>(注34) 評価対象の研究開発分野及びそれに関連する分野の専門家、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者をいう。</p> <p>(注45) 評価対象の研究開発分野とは異なる分野の専門家その他の有識者であり、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者をいう。</p>	
<p>4. 評価時期</p> <p>研究開発施策及び研究開発課題については、原則として事前評価及び事後評価を行う。5年以上の期間を有したり、研究開発期間の定めがない場合は、評価実施主体が、当該研究開発課題の目的、内容、性格、規模等を考慮し、例えば3年程度を一つの目安として定期的に中間評価を実施する。また、優れた成果が期待され、かつ研究開発の発展が見込まれる研究開発課題については、切れ目なく研究開発が継続できるように、研究開発終了前の適切な時期に評価を実施することが必要である。</p> <p>さらに、研究開発施策及び研究開発機関等については、研究開発をめぐる諸情勢の変化に柔軟に対応しつつ、常に活発な研究開発が実施されるよう、評価実施主体は、3年から5年程度の期間を一つの目安として、定期的に評</p>	<p>4. 評価時期の設定</p> <p>研究開発施策及び研究開発課題については、原則として事前評価及び事後評価を行う。<u>特に、事前評価は、組織又は機関等として予算要求を行う以前に、可能な限り外部の専門家や有識者の意見を聴きつつ実施する。</u>5年以上の期間を有したり、研究開発期間の定めがない場合は、評価実施主体が、当該研究開発課題の目的、内容、性格、規模等を考慮し、例えば3年程度を一つの目安として定期的に中間評価を実施する。<u>なお、特に基礎研究(注)等、研究開発によっては、毎年、単に進捗度の把握にとどまらず、成果を求めるような評価を行うことが適切でない場合があることに留意する。</u>また、優れた成果が期待され、かつ研究開発の発展が見込まれる研究開発課題については、切れ目なく研究開発が継続できるように、研究開発終了前の適切な時期に評価を実施することが必要である。</p> <p>さらに、研究開発施策及び研究開発機関等については、研究開発をめぐる諸情勢の変化に柔軟に対応しつつ、常に活発な研究開発が実施されるよう、評価実施主体は、3年から56年程度の期間を一つの目安として、定期的に評</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事前評価については、概算要求前に極力、外部専門家、有識者の意見を取入れて行うことについて記述する。また単に毎年進捗度を把握することにとどまらず、毎年<u>の成果を求めることについては、特に基礎研究等、研究開発によっては適切でない場合があることを明示する。</u>(改善方向記載) 国立大学法人の中期目標の期間(6年)に対応し修正し

<p>価を実施する。研究者等の業績の評価については、研究者等が所属する機関の長が自ら定めるルールに従い、評価を実施する。</p> <p>研究開発においては、終了後、一定の時間を経過してから、副次的効果を含め顕著な成果が確認されることもまれではない。こうした点を踏まえ、学会等における評価や実用化の状況を適時に把握し、必要に応じて、研究開発施策、研究開発課題等について追跡評価を行い、成果の波及効果や活用状況等を把握するとともに、過去の評価の妥当性を検証し、関連する研究開発制度等の見直し等に反映する。</p>	<p>価を実施する。研究者等の業績の評価については、研究者等が所属する機関の長が自ら定めるルールに従い、評価を実施する。</p> <p>研究開発においては、終了後、一定の時間を経過してから、副次的効果を含め、<u>研究開発の直接の成果（アウトプット）から生み出された社会・経済的効果（アウトカム）や波及効果（インパクト）を顕著な成果が確認されることも有益である。まれではない。こうした点を踏まえこのため、必要に応じて、学会等における評価や実用化の状況を適時に把握しする等により、必要に応じて、研究開発施策、研究開発課題等について追跡評価を行い、研究開発成果の波及効果や活用状況等を把握するとともに、過去の評価の妥当性を検証し、関連する研究開発制度等の見直し等に反映する。なお、追跡評価については、その実施状況にかんがみ、今後、その一層の定着・充実を図ることとする。</u></p> <p><u>(注) 本指針において、「基礎研究」には、純粋に知的探求のために行われるものと、将来の応用を念頭に行われるものを含む。以下同じ。</u></p>	<p>た。</p>
<p>5 . 評価方法</p> <p>(1) 評価方法の周知</p> <p>評価実施主体は、評価における公正さ、信頼性、継続性を確保し、実効性のある評価を実施するために、評価目的や評価対象に応じて、あらかじめ評価方法（評価手法、評価項目・基準、評価過程、評価手続等）を明確かつ具体的に設定し、被評価者に対し周知する。</p>	<p>5 . 評価方法の設定</p> <p>(1) 評価方法の周知</p> <p>評価実施主体は、評価における公正さ、信頼性、継続性を確保し、実効性のある評価を実施するために、評価目的や評価対象に応じて、あらかじめ評価方法（評価手法、<u>評価の観点</u>、評価項目・<u>評価基準</u>、評価過程、評価手続等）を明確かつ具体的に設定し、被評価者に対し周知する。<u>特に、当該評価に当たって被評価者に求める重要な要求事項、例えば「他国の先進研究開発との比較における妥当性」や「目標の実現可能性やその達成のための手段の存在」など、個別のケースに応じて具体的かつ明確に被評価者に伝わるよう配慮する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の節との整合をとり、柱書きに修正した。 ・ <u>例を掲げつつ、評価に当たって被評価者に求める重要な要求事項については、被評価者に具体的かつ明確に伝わるようにすべきことを記述する。（改善方向記載）</u>
<p>(2) 評価手法</p>	<p>(2-1) 評価手法</p>	

<p>研究開発には優れた成果を生み出していくことが求められるため、成果の水準を示す質を重視した評価を実施する。その際、研究分野ごとの特性等に配慮しつつ、評価の客観性を確保する観点から、質を示す定量的な評価手法の開発を進め、具体的な指標・数値による評価手法を用いるよう努める。例えば、あらかじめ設定した目標の達成度、また公表された論文の被引用度や特許等の活用状況等に関する数量的指標には一定の客観性があり、評価の参考資料として活用することができる。ただし、研究者の自由な発想に基づく基礎研究等のように、定量的な評価手法の適用が困難である場合があることに留意する必要がある。その場合であっても、可能な限り、客観的な情報・データ等を活用する。</p>	<p><u>評価については、評価に先立つ調査分析法から評価法そのものに至るまで、さまざまな手法がある。評価の実施に当たっては、その対象や時期、評価の目的や入手可能な情報の状況等に応じて、適切な調査・分析及び評価の手法を選択する。その際、評価における観点は、研究開発の必要性、効率性、有効性など、多岐にわたるため、各々の場合に適した調査・分析法又は評価法を適切に選択する必要がある。</u></p> <p><u>特に、成果に係る評価においては、研究開発には最終的に優れた成果を生み出していくことが求められるため、成果の水準を示す質を重視した評価を実施する。その際、研究分野ごとの特性等に配慮しつつ、評価の客観性を確保する観点から、質を示す定量的な評価手法の開発を進め、具体的な指標・数値による評価手法を用いるよう努める。例えば、あらかじめ設定した明確な目標やマイルストーンの達成度、また公表された論文の被引用度や特許等の活用状況等に関する数量的指標には一定の客観性があり、評価の参考資料として活用することができる。ただし、研究者の自由な発想に基づく基礎研究等のように、定量的な評価手法の適用が困難である場合があることに留意する必要がある。その場合であっても、可能な限り、客観的な情報・データ等を活用しつつ、定性的な評価手法を併用する等の工夫をする。</u></p> <p><u>また、評価の質を高めるためには、優れた評価者や場合に応じた適切な評価体制の選択が重要である。</u></p> <p><u>今後、評価においては、その信頼性を高めるため、従来にも増して評価に先立つ調査分析を充実させ、判断の根拠となる客観的・定量的なデータを組織的に収集・分析するなど、その質の高度化が求められる。当面、現在入手可能な手法の中から適切なものを選択して行うが、今後は、事前評価や追跡評価における効果（アウトカム）や波及効果（インパクト）等の社会経済への還元に係る評価手法や、基礎研究についての定量的又は客観的な評価手法等についても、それらの開発・改良を進める。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価に関しては、ピアレビュー法やパネル法などの評価手法そのものから、判断の前提となる調査や分析の手法まで、さまざまな手法があることから、このような選択肢の多様性に言及した上で、これまで活用度が低かった調査分析（客観的・定量的なデータを組織的に収集・分析することによってしっかりとした判断の根拠を作り出すこと等）の取組みを強化すべきことを記述する。（改善方向記載） ・ 可能な場合には、予め明確な目標やマイルストーンを設定しておくことが重要であることを記述する。（改善方向記載） ・ 評価の対象や目的等に応じて経験豊かで優れた評価者や最も適した評価体制・手法を選択することを記述する。（改善方向記載） ・ 事前評価や追跡評価等においては、困難性はあるものの、アウトカムやインパクト等の社会経済への還元に関わる要素について手法の開発利用を進めつつ把握に努める必要があること、基礎研究については定量的又は客観的な評価手法に関する調査・検討を進め、活用可能な手法を逐次取りまとめつつ、評価の高度化を図ることを記述する。（改善方向記載）
<p>(3) 評価の観点</p>	<p>(3-2) 評価の観点</p>	

評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に示されている政策評価の観点も踏まえ、必要性、効率性、有効性の観点から行う。研究開発の特性に応じて、「必要性」については、科学的・技術的意義(独創性、革新性、先導性等)、社会的・経済的意義(実用性等)、目的の妥当性等の観点から、「効率性」については、計画・実施体制の妥当性等の観点から、また「有効性」については、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献、人材の養成等の観点から評価を行うことが重要である。

評価は、対象となる研究開発の国際的水準に照らして行うが、科学技術の急速な進展や、社会や経済の大きな情勢変化に応じて、評価の項目や基準等を適宜見直すことが必要である。加えて、研究者が、社会とのかかわりについて常に高い関心を持ちながら研究開発に取り組むことが重要であることから、研究開発によっては、人文・社会科学の観点も評価に十分に盛り込まれるよう留意する。

評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に示されている政策評価の観点も踏まえ、必要性、効率性、有効性の観点から行う。また、評価は、対象となる研究開発の国際的水準に照らして行う。が、科学技術の急速な進展や、社会や経済の大きな情勢変化に応じて、評価の項目や基準等を適宜見直すことが必要である。加えてさらに、研究者が、社会とのかかわりについて常に高い関心を持ちながら研究開発に取り組むことが重要であることから、研究開発によっては、人文・社会科学の観点視点も評価に十分に盛り込まれるよう留意すること、評価を通じて研究開発の前進や質の向上が図られることが重要であることから、評価が必要以上に管理的にならないようにすることや、研究者が挑戦した課題の困難性にも配慮することが重要である。

また、特定の研究者への研究費の過度な集中を防ぎ、効果的な研究開発の推進を図るため、研究代表者及び研究分担者のエフォート(注)を明らかにし、新規の研究開発課題の企画立案、競争的研究資金制度における新規課題の選定等の際に活用することが重要である。

(注) 研究専従率をいう。研究専従率とは、研究者が当該研究開発の実施に必要とする時間の配分率(%)。研究者の年間の全仕事時間を100%とする。

(3) 評価項目・評価基準

評価は、必要性、効率性、有効性の3つの観点の下、研究開発の特性に応じて、適切な評価項目及び評価基準を設定し実施する。

評価項目としては、例えば、「必要性」については、科学的・技術的意義(独創性、革新性、先導性、**発展性**等)、社会的・経済的意義(**実用性産業・経済活動の活性化・高度化、国際競争力の向上、知的財産権の取得・活用、社会的価値の創出、国益確保への貢献、政策・施策の企画立案・実施への貢献**等)、**国費を用いた研究開発としての妥当性(国や社会のニーズへの適合性、機関の設置目的や研究目的への適合性、国の関**

・ 評価項目・基準等の見直しについては「柔軟な評価方法の設定」に記載した。

・ 評価を通じて研究開発の前進や質の向上が図られることが重要であり評価が必要以上に管理的にならないようにすることを記述する。(改善方向記載)

・ エフォート制度については、評価の観点の一環ととらえ、ここに移動した。

・ 評価項目・評価基準について項を分けた。

・ 現行の3観点は維持し、その下で具体的にどのような評価項目が設定され得るのかについて、記述を拡充する。(改善方向記載)

・ 「必要性」については、科学的・技術的意義の例示として**発展性**を加え、社会経済的意義の例示では**実用性**を除き、**産業・経済活動の活性化・高度化、国際競争力の向上、知的財産権の取得・活用、社会的価値の創出、国益確保への貢献、政策・施策の企画立案・実施への貢献**に変更する。また、必要性の観点として**国家予算を用いた研究開発としての妥当性**を追加し、例示として**国や社会**

	<p><u>与の必要性・緊急性、他国の先進研究開発との比較における妥当性等)目的の妥当性等の観点から、</u>「効率性」については、計画・実施体制の妥当性、<u>目標・達成管理の妥当性、費用構造や費用対効果の妥当性、研究開発の手段やアプローチの妥当性等の観点から、</u>また「有効性」については、<u>目標の実現可能性や達成のための手段の存在、</u>目標の達成度、新しい知の創出への貢献、<u>社会・経済への貢献(見込まれる)直接の成果の内容、(見込まれる)効果や波及効果の内容、研究開発の質の向上への貢献、実用化・事業化の見通し、行政施策実施への貢献</u>人材の養成等の観点から評価を行うことが重要であるが挙げられる。<u>また、評価基準については、設定された各評価項目についての判断の根拠があいまいにならないよう、あらかじめ明確に設定する。</u></p>	<p>のニーズへの適合性、機関の設置目的や研究目的への適合性、国の関与の必要性・緊急性、他国の先進研究開発との比較における妥当性を記述する。(改善方向記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「効率性」については、<u>目標・達成管理の妥当性、費用構造や費用対効果の妥当性、研究開発の手段やアプローチを記述する。</u>(改善方向記載) ・「有効性」については、<u>目標の実現可能性や達成のための手段の存在、直接の成果の内容、見込まれる効果や波及効果の内容、研究開発の質の向上への貢献、実用化・事業化の見通し、行政施策実施への貢献を加える。</u>(改善方向記載) ・評価基準の考え方について記載がなかったため追加した。
<p>(4)柔軟な評価方法の設定</p> <p>研究開発評価は、その目的、内容や性格(基礎、応用、開発、試験調査等(注))に応じて適切な評価の観点を設ける等、柔軟に実施する。</p> <p>特に、新しい知の創出が期待される基礎研究については、主に独創性、革新性、先導性等を重視する必要がある一方、その成果は必ずしも短期間のうちに目に見えるような形で現れてくるとは限らず、長い年月を経て予想外の発展を導くものも少なからずある。このため、画一的・短期的な観点から性急に成果を期待するような評価に陥ることのないよう留意する。</p> <p>また、成果を比較の見極めやすいと思われる研究開発であっても、基礎研究、応用研究、開発研究等の各性格が混在する等、単純な区分が困難な場合も多く、個々の研究開発の内容を見極めて、具体的な評価方法を設定する必要がある。</p> <p>さらに、短期間で論文、特許等の形での業績を上げ</p>	<p>(4)柔軟な評価方法の設定</p> <p>研究開発評価は、その<u>内容目的、評価の対象、評価時期</u>や<u>研究開発の性格</u>(基礎、応用、開発、試験調査等(注))に応じて適切な評価の<u>観点を設ける項目、評価基準、評価手法の設定を行う</u>等、柔軟に実施する。<u>また、科学技術の急速な進展や、社会や経済の大きな情勢変化に応じて、評価項目や評価基準等を適宜見直すことが必要である。</u></p> <p>特に、新しい知の創出が期待される基礎研究については、主に独創性、革新性、先導性、<u>発展性</u>等を重視する必要がある一方、その成果は必ずしも短期間のうちに目に見えるような形で現れてくるとは限らず、長い年月を経て予想外の発展を導くものも少なからずある。このため、画一的・短期的な<u>観点視点</u>から性急に成果を期待するような評価に陥ることのないよう留意する。</p> <p>また、成果を比較の見極めやすいと思われる研究開発であっても、基礎研究、応用研究、開発研究等の各性格が混在する等、単純な区分が困難な場合も多く、個々の研究開発の内容を見極めて、具体的な評価方法を設定する必要がある。</p> <p>さらに、短期間で論文、特許等の形での業績を上げ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評価方法の設定全般についての一般原則として、<u>評価の対象・目的・時期や研究開発の性格等の場合に応じて評価項目や評価基準、評価手法の設定を柔軟に行うべきこと</u>を、まず記述する。しかる後に現行の記述の趣旨を特に付記する。(改善方向記載) ・3観点の下で、具体的な評価項目や評価基準は評価の対象・目的・時期や研究開発の性格等に応じて適切に設定し<u>情勢変化に応じて適宜見直す</u>・・・(改善方向記載)

<p>にくい研究開発分野や試験調査等、各種の研究開発の基盤整備的な役割を担うものについては、個々の業務の性格を踏まえた適切な評価指標を用いることに配慮する。</p> <p>(注) 各種観測調査、遺伝子資源の収集・利用、計量標準の維持、安全性等に関する試験調査、技術の普及指導等、相対的に定型的、継続的な業務をいう。</p>	<p>にくい研究開発分野や試験調査等、各種の研究開発の基盤整備的な役割を担うものについては、個々の業務の性格を踏まえた適切な<u>評価</u>指標を用いることに配慮する。</p> <p><u>一方、研究開発の性格や進展段階によっては、目標達成度や成果等よりも、研究開発体制や管理運営の適切性、目標達成に向けたアプローチの妥当性等を重視した評価を行うことが有益な場合があることに配慮する。</u></p> <p>(注) 各種観測調査、遺伝子資源の収集・利用、計量標準の維持、安全性等に関する試験調査、技術の普及指導等、相対的に定型的、継続的な業務をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発の性格や進展段階によっては、目標達成度や成果よりも、研究開発体制や管理運営の適切性、目標達成に向けたアプローチの妥当性等を重視した評価を行うことが有益であることも記述する。(改善方向記載)
<p>(5)評価に伴う過重な負担の回避</p> <p>評価に伴う作業負担が過重となり、本来の研究開発活動に支障が生じないよう、例えば評価の重複を避けるよう、既に行われた評価結果を活用したり、可能な限り簡略化した評価を実施する等、評価実施主体の判断により、評価目的や評価対象(課題等)に応じた適切な方法を採用し、効率的に行う。例えば、大規模なプロジェクトと短期間又は少額の研究開発課題では評価の方法に差があるべきである。</p> <p>なお、評価方法の簡略化や変更を行う場合は、評価実施主体は変更の理由、基準、概要等を示す。</p> <p>また、各研究開発実施・推進主体及び研究開発機関が、あらかじめ自らの研究開発について自己点検を行い、適切な関係資料を整理しておくことは、外部評価及び第三者評価を効果的・効率的に活用する上で有益である。</p>	<p>(5)評価に伴う過重な<u>作業</u>負担の回避</p> <p>評価に伴う作業負担が過重となり、本来の研究開発活動に支障が生じのための時間や労力を著しく費やすことのないよう<u>に留意する</u>。例えば、<u>複数の評価実施主体が同一の評価対象についてそれぞれ異なる目的で評価を実施する場合や、研究開発課題・施策・機関といった階層構造の中で複数の評価を実施するような場合等において、</u>評価の重複を避けるよう、既に行われた評価結果を活用したり、<u>する等、互いに十分な連携を図って評価を実施する</u>。また、<u>評価目的や評価対象、評価時期等に応じて可能な限り簡略化した評価を実施する等、</u>評価実施主体の判断により、<u>評価目的や評価対象(課題等)に応じた適切な方法を採用し、効率的に行う</u>。例えば、大規模なプロジェクトと短期間又は少額の研究開発課題では評価の方法に差があるべきである。</p> <p>なお、評価方法の簡略化や変更を行う場合は、評価実施主体は変更の理由、基準、概要等を示す。</p> <p>また、<u>一般に、研究開発実施・推進主体は、評価が自己目的化しないよう関係者の意識を統一すること、評価に習熟した評価担当者及び評価者を配置すること、さらに評価の質を維持しつつ作業負担を軽減できる評価手法を開発・活用することに努めることも有益である。さらに、各研究開発実施・推進主体及び研究</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 現行の「評価対象」の後段に記載されている内容を移動した。 評価が自己目的化しないよう関係者の意識を統一すること、評価に習熟した評価担当者及び評価者を配置することとともに、評価の質を維持しつつ作業負担を軽減できる評価手法の開発・活用も有益であることについて記述する。また、関係資料を整理しておくことについては、評価側でも重複を避けるための努力が必要であること

	<p><u>開発機関</u>が、あらかじめ自らの研究開発について自己点検を行い、適切な関係資料を整理しておくこと、<u>評価の実施に当たって評価者側も可能な限りこのような資料の活用に努めること</u>は、外部評価及び第三者評価を効果的・効率的に活用する上で有益である。</p>	<p>を記述する。(改善方向記載)</p>
<p>(6)エフォート制度の導入 特定の研究者への研究費の過度な集中を防ぎ、効果的な研究開発の推進を図るため、研究代表者及び研究分担者のエフォート(注)を明らかにし、新規の研究開発課題の企画立案、競争的資金制度における新規課題の選定等の際に活用することが重要である。</p> <p>(注) 研究専従率をいう。研究専従率とは、研究者が当該研究開発の実施に必要とする時間の配分率(%)。研究者の年間の全仕事時間を100%とする。</p>	<p>(「評価の観点」に移動)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価の観点の一環ととらえ、「評価の観点」に移動した。
<p>6. 評価結果の取扱い (1) 評価結果の予算、人材等の資源配分及び研究者等の処遇への反映 研究開発施策、研究開発課題及び研究開発機関等の評価については、研究開発実施・推進主体又は研究開発機関は、評価実施主体が得た評価結果について、それぞれの特性に応じて予算、人材等の資源配分等に反映させるとともに、国民に対する説明責任を果たすためこれらの反映状況を公表する。また、研究者等の業績の評価結果については、その処遇等に反映させる。</p>	<p>6. 評価結果の取扱い (1) 評価結果の予算、人材等の資源配分及び研究者等の処遇への反映活用 <u>評価がマネジメントサイクルの一環としてその機能を十分に発揮するためには、あらかじめ明確に設定された評価目的及び評価の活用方法に沿って評価結果が確実に活用される必要がある。</u> 研究開発施策、研究開発課題及び研究開発機関等の評価については、研究開発実施・推進主体又は研究開発機関は、評価実施主体が得た評価結果について、それぞれの特性に応じて予算、人材等の資源配分等への反映させるとともに、<u>研究開発の質の向上のための助言等、より良い研究開発推進のインセンティブにもなるようにも配慮して活用するとともに、国民に対する説明責任を果たすためこれらの反映活用状況をモニタリングし、公表する。評価結果の具体的活用の例としては、評価時期別に、</u> <u>事前評価では、採択・不採択又は計画変更、優れた研究開発体制の構築等、</u> <u>中間評価では、進捗度の点検と目標管理、継続、中止、方向転換、運営の改善、研究開発の質の向上、</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価はマネジメントサイクルの一環であり、一つの手段であることから、その結果が活用されてはじめて意味があること、評価を実施するに際してまず評価の結果を誰が、何のために(例えば、資源配分に反映、継続等の意思決定に活用、研究開発の改善に活用等)使うのかを明らかにしておく(注)べきことを記述する。その際に、評価を受けることが被評価者にとっても利益となるよう、<u>研究の継続や次の段階の研究の実施、研究体制の充実(研究費の増額等)などのインセンティブを工夫すべきことを記述する。(改善方向記載)</u> (注)「第2章2. 評価目的の設定」の節に反映した。 ・ 評価結果の反映・活用状況についてモニタリングを行うメカニズムを置くとともにこれを公表することが有益であることについても記述する。(改善方向記載) ・ 評価(check)の結果を受けた行動(action)として、典型的にはどのようなものがあるかを例示する。例えば、 -事前評価では採択、不採択又は計画変更、優れた研究開発体制の構築等、

	<p><u>研究者の意欲喚起等、</u> <u>事後評価では、計画の目的や目標の達成・未達成の確認、国民への説明、結果のデータベース化や以後の評価での活用、次の段階への移行の是非判断、次の政策・施策形成への活用等、</u> <u>追跡評価では、効果（アウトカム）や波及効果（インパクト）の確認、社会への説明、次の政策・施策形成への活用等</u> <u>が挙げられる。</u></p> <p>また、研究者等の業績の評価結果については、その処遇等に反映させる。<u>具体的な活用の例としては、昇格やポスト登用の審査への活用、勤勉手当や年俸への反映、研究費の追加配分、自由な研究開発環境などの特典の付与、研究開発の継続や次の段階の研究開発の実施等が挙げられる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> -中間評価では進捗度の点検と目標管理、継続、中止、方向転換、運営の改善、研究開発の質の向上と研究者の意欲喚起等、 -事後評価では計画の目的や目標の達成・未達成の確認、国民への説明、結果のデータベース化や以後の評価での活用、次の段階への移行の是非判断、次の政策・施策形成への活用等、 -追跡評価では効果（アウトカム）や波及効果（インパクト）の確認、社会への説明や次の政策・施策形成への活用等。（改善方向記載） ・研究者の業績の評価結果については、その処遇等に反映させるという点は現行の記述を踏襲しつつ、昇格やポスト登用の審査への活用、勤勉手当や年俸への反映、研究費の追加配分、自由な研究開発環境といった特典の付与、研究開発の継続や次の段階の研究開発の実施等、具体的な活用場面を例示する。（改善方向記載）
<p>(2) 評価内容等の被評価者への開示</p> <p>評価実施主体は、評価実施後、被評価者からの求めに応じて、評価結果(理由を含む)を開示するとともに、被評価者が説明を受け、意見を述べることができる仕組みを整備する。なお、研究者等の業績の評価については、所属する機関の長が定めるルールに従う。</p>	<p>(2) 評価内容等の被評価者への開示</p> <p>評価実施主体は、評価実施後、被評価者からの求めに応じて、評価結果(理由を含む)を開示するとともに、被評価者が説明を受け、意見を述べることができる仕組みを整備する。<u>また、可能な場合には、被評価者が評価結果に対して異議を申し立てできる仕組みを検討する。</u>なお、研究者等の業績の評価については、所属する機関の長が定めるルールに従う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な場合には被評価者が異議申し立てすることができる仕組みを検討するという趣旨の記述を追加する。（改善方向記載）
<p>(3) 研究開発評価等の公表等</p> <p>研究開発成果や評価結果を広く公表することは、国民に対する説明責任を果たすとともに、研究開発評価の公正さと透明性を確保し、また研究開発成果や評価結果が社会や産業において広く活用されることに役立つ。</p> <p>評価実施主体は、個人情報や企業秘密の保護、国家安全保障、知的財産権の取得状況等に配慮しつつ、研究開発成果、評価結果(評価意見や評価方法等)をインターネットを利用する等して、分かりやすい形で国民に積極的に公表するとともに、必要に応じて国民の意</p>	<p>(3) 研究開発評価等の公表等</p> <p><u>研究開発成果や評価結果を評価報告書等の形で</u>広く公表することは、<u>研究開発及びその成果等について、</u>国民に対する説明責任を果たすとともに、研究開発評価の公正さと透明性を確保し、また研究開発の<u>成果や評価結果が社会や産業において広く活用されることに役立つ。</u></p> <p>評価実施主体は、個人情報や企業秘密の保護、国家安全保障、知的財産権の取得状況等に配慮しつつ、研究開発の<u>成果、</u>や評価結果(評価意見や評価方法等)をインターネットを利用する等<u>してにより、</u>分かりやすい形で国民に積極的に公表するとともに、必要に応じて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「評価結果の取扱い」の節に合うよう、評価結果以外が前面に出過ぎないように修正した。

<p>見を評価に反映させる。なお、研究者等の業績の評価の結果については、個人情報の秘密保持の点から慎重に取り扱う。</p> <p>評価者の評価に対する責任を明確にするために、評価実施後、適切な時期に評価者名を公表する。また、研究開発課題の評価の場合、研究者間に新たな利害関係を生じさせないよう、個々の課題に対する評価者が特定されないように配慮することが必要である。</p>	<p>て国民の意見を評価に反映させる。なお、研究者等の業績の評価の結果については、個人情報の秘密保持の点から慎重に取り扱う。</p> <p><u>評価報告書等は、少なくとも次に示す標準的要素を含む形で一体的にわかり易くとりまとめる。</u></p> <p><u>評価対象として、研究開発名、実施者、研究開発の概要、予算等。</u></p> <p><u>評価目的として、評価結果の活用を念頭においた明確かつ具体的な目的。</u></p> <p><u>評価者として、評価者名簿、評価者選任の考え方。</u></p> <p><u>研究開発成果として、研究開発の成果、その他の効果又は波及効果。</u></p> <p><u>評価結果として、評価方法（評価手法、評価の観点、評価項目・評価基準、評価過程、評価手続等）、評価者の評価意見、評価結論。</u></p> <p>評価者の評価に対する責任を明確にするために、評価実施後、適切な時期に評価者名を公表する。また、<u>競争的研究資金による</u>研究開発課題の評価の場合、研究者間に新たな利害関係を生じさせないよう、個々の課題に対する評価者が特定されないように配慮することが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「国家的に重要な研究開発の評価等の今後の進め方について」(平成15年3月18日評価専門調査会決定)から抜粋し記載した。
<p>7. 評価実施体制の充実</p> <p>前記の1.から6.を担保するため、評価実施体制を充実する。</p> <p>評価実施主体は、研究開発の特性に応じて、質の高い実効性のある評価が行われるように、評価実施のための具体的な仕組みを定め、公表する。また、評価に必要な予算、人材等の資源を確保して世界的に高い水準の評価を行う体制を整備することが必要である。その際は、必要に応じて研究費の一部を評価の業務に充てることも考慮する。</p> <p>(1) 研究経験のある人材の確保と研修等を通じた評価人</p>	<p>7. 評価実施体制の充実</p> <p>前記の1.から6.を担保するため、評価実施体制を充実する。</p> <p><u>評価実施研究開発実施・推進</u>主体は、研究開発の特性に応じて、質の高い実効性のある評価が行われるように、評価実施のための具体的な仕組みを定め、公表する。また、<u>評価に必要な予算、人材等の資源を確保してやこのために必要な調査・分析、さらには評価のために必要な体制整備等に要する予算の確保、質の高い評価を実施するための人材の養成・確保等を通じて、</u>世界的に高い水準の評価を行う体制を整備することが必要である。その際は、必要に応じて研究費の一部を評価の業務に充てることも考慮する。</p> <p>(1) <u>研究経験のある人材の確保と研修等を通じた評価</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <u>評価者データベースの整備、評価人材の養成・訓練のための体制整備、評価システム高度化のための調査研究、外部の評価専門機関の活用、評価部門に専門性が蓄積するような人事制度等での配慮、評価者を評価する仕組み、専任のプログラムディレクター及びプログラムオフィサーの設置、評価者へのインセンティブの検討、その他評価支援体制の全般的な整備等の必要性について記述する。(改善方向記載)</u>

材の養成等

競争的資金の配分機関等においては、評価体制を充実するため、評価部門を設置し、国の内外から若手を含む研究経験のある人材を適性に応じ一定期間配置する。さらに、研究開発課題の評価プロセスの適切な管理、質の高い評価、優れた研究の支援、申請課題の質の向上の支援等を行うために、研究経験のある人材を充てる仕組みを作る(注)。

また、研修、シンポジウム等を通じて評価人材の養成に努める。

評価者や評価業務に携わる人材の中から、早い段階で優れた研究開発を見だし、研究開発を進展させることのできる人材を養成・確保するよう努める。

(注) 例えば、米国のプログラム・マネージャー制度をいう。

(2) データベースの整備と効率的な評価のための電子システムの導入

評価者の選任、評価者の評価等の評価業務の効率化、研究開発の不必要な重複の回避、効果的・効率的な研究開発の企画立案等を図るため、各府省は各課題ごとに研究者(エフォートを含む。)、資金(制度、金額)、研究開発成果(論文、特許等)、評価者、評価結果(評価意見等)を収録したデータベースを構築・管理するとともに、総合科学技術会議は、各府省が取り

人材の養成等・確保と評価の高度化

競争的資金の配分機関等研究開発実施・推進主体においては、評価体制を充実するため、評価部門を設置し、国の内外から若手を含む研究経験のある人材を適性に応じ一定期間配置する。さらに、競争的研究資金の配分機関等においては、研究開発課題の評価プロセスの適切な管理、質の高い評価、優れた研究の支援、申請課題の質の向上の支援等を行うために、研究経験のある人材を専任のプログラムディレクター、プログラムオフィサーとして充てる仕組みを作る(注)。

また、若手を含む評価人材(評価に精通した個別分野の専門家及び評価を専門分野とする研究者等の双方を含む。)の養成や評価能力の向上のための体制整備として、研修やシンポジウム等を通じて評価人材の養成や評価技術等の普及、評価システム高度化のための調査研究の実施、外部の評価機関の育成・活用、評価部門に専門性が蓄積するような人事制度での配慮、評価者の社会的地位向上と評価に参加することが評価者個人の利益となるようなインセンティブの検討、評価者を評価する仕組みの整備その他評価支援体制の全般的整備に努める。

さらに、評価者や評価業務に携わる人材の中からとして、早い段階で独創的で優れた研究者・研究開発を見だし、研究開発を進展させる育てることのできる資質を持つ人材を養成・確保するよう努める。

~~(注) 例えば、米国のプログラム・マネージャー制度をいう。~~

(2) データベースの整備と効率的な評価のための電子システムの導入

評価者の選任、評価者の評価等の評価業務の効率化、研究開発の不必要な重複の回避、効果的・効率的な研究開発の企画立案等を図るため、各府省及び関係する研究開発機関等は各課題ごとに研究者(エフォートを含む。)、資金(制度、金額等)、研究開発成果(論文、特許等)、評価者、評価結果(評価意見等を含む。)を等を研究開発者が自ら入力すること等により収録

<p>まとめたデータ等を府省横断的に活用できるようなデータベースを構築・管理する。</p> <p>さらに、審査業務・評価業務を効率化するため、申請書の受付、書面審査、評価結果の開示等に電子システムを導入する。</p>	<p>したデータベースを構築・管理するとともに、総合科学技術会議はのイニシアティブにより、各府省が取りまとめたデータ等を府省横断的に活用できるようなデータベースを構築・管理するし、<u>研究開発の進展状況等がリアルタイムかつ継続的に追跡できる体制を作る。</u></p> <p>さらに、審査業務・評価業務を効率化するため、申請書の受付、書面審査、評価結果の開示等に電子システムを導入する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総合科学技術会議の機能にかんがみ、明確化を図った。
<p>第3章 評価の実施（対象別の評価方法） 前章の共通原則に沿って、評価対象ごとに、次に掲げ</p>	<p>第3章 評価の実施（対象別の評価方法）<u>留意事項</u> 前章の共通原則に沿<u>→そう</u>ことに加えて、「<u>研究開発</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 「第2章5 .評価方法」と混同を避けるため項名を修正。

<p>るとおり実施する。その際、「研究開発施策」、「研究開発課題」、「研究開発機関等」及び「研究者等の業績」のそれぞれに対する評価を有機的に連携させることが重要である。</p>	<p>施策」、「研究開発課題」、「研究開発機関等」及び「研究者等の業績」のそれぞれの評価対象ごとに、次に掲げるとおりのことに留意して評価を実施する。その際、「研究開発施策」、「研究開発課題」、「研究開発機関等」及び「研究者等の業績」のそれぞれに対する評価を有機的に連携させることが重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「連携」については、「評価に伴う過重な作業負担の回避」に記載があるため、ここでは削除した。
<p>1. 研究開発施策の評価</p> <p>各府省は、政策目標を達成するために策定した研究開発戦略等(注)、政策目標を具体化するための研究開発制度等の研究開発施策が、国の政策に照らして妥当であるか、関連施策との連携を保ちながら効果的・効率的に推進されているか等々を評価する。研究開発施策の評価は、適切な評価手法を明確にしつつ実施する。</p> <p>研究開発戦略等の評価結果については、当該研究開発戦略等の見直しに反映させる。また、競争的資金制度を始めとする研究開発制度の評価結果については、各府省ごとに各々が所管する制度の全体を把握した上で、その目的・計画の見直し、運用の改善とともに、制度の統合・廃止・拡大・縮小等へ反映させる。</p> <p>総合科学技術会議は、基本的な政策や重要事項に係る方針等に反映させるため、必要に応じ、複数府省に関連する研究開発施策について、国の科学技術政策上の観点から評価する。</p> <p>(注) 特定の行政目的を実現するための研究開発の方針・方策(複数の研究開発制度や課題等が連携する集合体を含む。)をいう。</p>	<p>1. 研究開発施策の評価</p> <p>各府省研究開発実施・推進主体は、上位の政策目標や機関等の設置目的を達成するために策定した研究開発政策、戦略等(注)、制度、プログラム政策目標を具体化するための研究開発制度等の研究開発施策が、国の政策や機関等の設置目的に照らして妥当であるか、関連施策との連携を保ちながら効果的・効率的に推進されているか、施策の目的に照らして妥当な成果が得られているか(又はその見込みがあるか)等を特に留意して評価する。研究開発施策の評価は、適切な評価手法を明確にしつつ実施する。</p> <p>研究開発戦略等施策の評価結果については、当該研究開発戦略等施策の見直しや改善、より良い施策の形成等のために活用する。に反映させる。また、競争的資金制度を始めとする研究開発制度の評価結果については、各府省ごとに各々が所管する制度の全体を把握した上で、その目的・計画の見直し、運用の改善とともに、制度の統合・廃止・拡大・縮小等へ反映させる。</p> <p>なお、研究開発施策の評価については、その実施状況にかんがみ、今後、その一層の定着・充実を図ることとする。</p> <p>総合科学技術会議は、基本的な政策や重要事項に係る方針等に反映させるため、必要に応じ、複数府省に関連する研究開発施策について、国の科学技術政策上の観点から評価する。</p> <p>—(注)—特定の行政目的を実現するための研究開発の方針・方策(複数の研究開発制度や課題等が連携する集合体を含む。)をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の評価対象である「施策」の内容の明確化と、「施策」に関する評価の目的や活用のあり方に関し、記述を充実させる。(改善方向記載) ・ 総合科学技術会議が行う施策の評価としては、現行では「複数府省に関連する研究開発施策」を掲げているが、これに加えて、例えば分野別推進戦略等のような上位の研究開発政策についても総合科学技術会議が行うべき施策の評価の対象と位置付ける。(改善方向記載) 総合科学技術会議が実施する評価については、第3期基本計画策定に係る議論の対象となるため、ここでは記載しないこととした。
<p>2. 研究開発課題の評価</p> <p>研究開発課題は、公募により複数の候補の中から優れ</p>	<p>2. 研究開発課題の評価</p> <p>研究開発課題の目的や基礎研究、応用研究、開発研究</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記載する位置を変更した。

<p>たものが競争的に選択され、実施される「競争的資金による課題」、国が定めた明確な目的や目標に沿って重点的に推進される「重点的資金による課題」及び研究開発機関に経常的に配分された資金により実施される「基盤的資金による課題」に区分される。</p> <p>それぞれの研究開発課題において、基礎研究、応用研究、開発研究等性格の異なる研究開発が行われており、研究開発課題の目的や内容は、広範かつ多様である。このため、その目的、内容、性格、分野等を精査し、評価の方法や観点等を適切なものにする。なお、研究開発課題での評価の観点については、「第2章 5. 評価方法 (3) 評価の観点」に記した観点のほか、次の(1)から(3)に示す観点を加える。</p> <p>研究開発課題の評価結果は、その目的・計画の見直し、拡大・縮小・継続・中止等へ反映させる。</p> <p>評価に当たっては、評価に伴う負担が過重にならないようにするため、効果的・効率的な評価を行う等の工夫や配慮を行う。例えば、評価の対象とする研究開発成果(論文、特許等)を代表的な数点に絞る、競争的資金制度等での少額の研究開発課題では事前評価による審査を中心とし事後評価は最小限度にとどめる、評価項目を厳選する等を行う。</p> <p>なお、委託先や共同研究の相手先となる民間機関や公設試験研究機関等で国費の支出を受けて実施される研究開発課題について、評価実施主体は、評価実施上の共通原則を踏まえつつも、国費の負担度合い等も勘案し、適切な方法で相応の評価を行う。</p>	<p><u>等の性格、分野等は、広範かつ多様である。このため、その目的、性格、分野等に応じて、評価手法や評価項目等を適切なものにする。</u></p> <p><u>また、研究開発課題は、公募により複数の候補の中から優れたものが競争的に選択され、実施される「競争的研究資金による課題」、国が定めた明確な目的や目標に沿って重点的に推進される「重点的資金による課題」及び研究開発機関に経常的に配分された資金により実施される「基盤的資金による課題」に区分される。各々については、以下の(1)から(3)に留意して評価を実施する。</u></p> <p>それぞれの研究開発課題において、基礎研究、応用研究、開発研究等性格の異なる研究開発が行われており、研究開発課題の目的や内容は、広範かつ多様である。このため、その目的、内容、性格、分野等を精査し、評価の方法や観点等を適切なものにする。なお、研究開発課題での評価の観点については、「第2章 5. 評価方法 (3) 評価の観点」に記した観点のほか、次の(1)から(3)に示す観点を加える。</p> <p>研究開発課題の評価結果は、その目的・計画の見直し、拡大・縮小・継続・中止等へ反映させる。</p> <p>評価に当たっては、評価に伴う負担が過重にならないようにするため、効果的・効率的な評価を行う等の工夫や配慮を行う。例えば、評価の対象とする研究開発成果(論文、特許等)を代表的な数点に絞る、競争的資金制度等での少額の研究開発課題では事前評価による審査を中心とし事後評価は最小限度にとどめる、評価項目を厳選する等を行う。</p> <p>なお、委託先や共同研究の相手先となる民間機関や公設試験研究機関等で国費の支出を受けて実施される研究開発課題について、評価実施主体は、評価実施上の共通原則を踏まえつつも、国費の負担度合い等も勘案し、適切な方法で相応の評価を行う。</p>	<p>・ 「(1) 競争的研究資金による課題」の項に移動した。</p>
<p>(1) 競争的資金による課題 競争的資金による研究開発課題は、大きく「研究者</p>	<p>(1) 競争的研究資金による課題 競争的研究資金による研究開発課題は、大きく「研</p>	

<p>の自由な発想に基づく基礎研究」と特定の政策目的を実現するための「研究目的を指定された研究」に二分される。</p> <p>「研究者の自由な発想に基づく基礎研究」は、高い資質を有した専門家によって、それぞれの観点について国際的水準に照らしたピアレビューを行う。「研究目的を指定された研究」は、科学的・技術的な観点からの評価と社会的・経済的な観点からの評価とを明確に区分して実施する。</p> <p>評価に当たっては、少数意見も尊重し、斬新な発想や創造性等を見過ごさないよう十分に配慮することが重要である。また、これまでに応募実績のない者や少ない者(若手研究者、産業界の研究者等)については、研究内容や計画に重点を置いて的確に評価し、研究開発の機会が与えられるようにする。</p> <p>グループ研究の場合は、参画研究者の役割分担、実施体制、責任体制の明確さ(研究代表者の責任を含む。)についても評価する。</p> <p>さらに、優れた成果が期待され、かつ研究開発の発展が見込まれる課題については、次の競争的資金(異なる競争的資金制度によるものを含む。)が継続して配分される等切れ目なく研究開発が継続できるよう、適切に評価を実施することが必要である。</p>	<p>研究者の自由な発想に基づく基礎研究」と特定の政策目的を実現するための「研究目的を指定された研究」に二分される。</p> <p>「研究者の自由な発想に基づく基礎研究」は、高い資質を有した専門家によって、<u>それぞれの観点について</u>国際的水準に照らしたピアレビューを行う。「研究目的を指定された研究」は、科学的・技術的な観点からの評価<u>とに加え、</u>社会的・経済的な観点からの評価<u>とを明確に区分も重視</u>して実施する。</p> <p>評価に当たっては、少数意見も尊重し、斬新な発想や創造性等を見過ごさないよう十分に配慮することが重要である。また、これまでに応募実績のない者や少ない者(若手研究者、産業界の研究者等)については、研究内容や計画に重点を置いて的確に評価し、研究開発の機会が与えられるようにする。<u>さらに、少額の研究開発課題では事前評価による審査を中心とし事後評価は最小限度にとどめる、評価項目を厳選する等により、効率的に評価を行う。</u></p> <p>グループ研究の場合は、参画研究者の役割分担、実施体制、責任体制の明確さ(研究代表者の責任を含む。)についても評価する。</p> <p>さらに、優れた成果が期待され、かつ研究開発の発展が見込まれる課題については、次の競争的<u>研究</u>資金(異なる競争的<u>研究</u>資金制度によるものを含む。)が継続して配分される等切れ目なく研究開発が継続できるよう、適切に評価を実施することが必要である。</p>	<p>・ 柱書きより移動した。</p>
<p>(2)重点的資金による課題</p> <p>重点的資金による研究開発課題は、その企画が研究開発施策と整合し、かつその決定方法が妥当であるかを評価する。その際、科学技術の進展、社会や経済の情勢の変化により、評価の項目、基準等が変わることに留意する。特に応用研究、開発研究等については、社会的・経済的な観点からの評価を重視する。</p> <p>大規模プロジェクトについては、責任体制の明確さ(研究代表者の責任を含む。)、費用対効果等を含めて、</p>	<p>(2)重点的資金による課題</p> <p>重点的資金による研究開発課題は、その企画が<u>上位の研究開発施策等</u>と整合し、かつその決定方法が妥当であるか、<u>目的とする具体的な成果が得られているか(又はその見込みがあるか)に特に留意して</u>を評価する。<u>その際また、</u>科学技術の進展、社会や経済の情勢の変化により、評価の項目、基準等が変わることに留意する。特に応用研究、開発研究等については、社会的・経済的な観点からの評価を重視する。</p> <p>大規模プロジェクトについては、責任体制の明確さ(研究代表者の責任を含む。)、費用対効果等を含めて、</p>	

<p>特に厳正に評価する。国際共同プロジェクトについては、国際的な役割分担、国際貢献、国益上の意義や効果等についても評価する。また、大規模プロジェクトについては、評価の客観性及び公正さをより高めるため、必要に応じて第三者評価を活用する。また、国民の理解を得るために、早い段階からその内容や計画等をインターネット等を通じて広く公表し、必要に応じて国民の意見を評価に反映させる。</p> <p>大規模プロジェクトその他の国家的に重要なプロジェクトについては、必要に応じて、総合科学技術会議が国の科学技術政策上の観点から評価を行う。</p>	<p>特に厳正に評価する。とともに国際共同プロジェクトについては、国際的な役割分担、国際貢献、国益上の意義や効果等についても評価する。また、大規模プロジェクトについては、評価の客観性及び公正さをより高めるため、<u>外部評価の活用を徹底し、</u>必要に応じて第三者評価を活用する。また、国民の理解を得るために、早い段階からその内容や計画等をインターネット等を通じて広く公表し、必要に応じて国民の意見を評価に反映させる。</p> <p><u>国際共同プロジェクトについては、国際的な役割分担、国際貢献、国益上の意義や効果等についても評価する。</u></p> <p>大規模プロジェクトその他の国家的に重要なプロジェクトについては、必要に応じて、総合科学技術会議が国の科学技術政策上の観点から評価を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記載する位置を変更した。 ・ 総合科学技術会議が実施する評価については、第3期基本計画策定に係る議論の対象となるため、ここでは記載しないこととした。
<p>(3) 基盤的資金による課題</p> <p>研究開発機関の長の責任において、各機関の目的等に照らして、評価及び資源配分への反映のためのルールを適切に設定し、評価を実施する。その際、論文発表等を通じた当該研究分野における研究者間における評価等を活用するとともに、必要に応じて研究開発機関等の評価の対象に含めることにより、効率的で適切な方法で実施する。</p>	<p>(現行記載を踏襲)</p>	
<p>3 . 研究開発機関等の評価</p> <p>研究開発機関等の設置目的や研究目的・目標に即して、機関運営と研究開発の実施・推進の面から行う。なお、評価の客観性及び公正さをより高めるため、第三者評価を積極的に活用する。</p> <p>機関運営面では、研究目的・目標の達成や研究開発環境の整備等のためにどのような運営を行ったかについて、効率性の観点も踏まえつつ評価を行う。機関運営面の評価項目としては、例えば、支援体制や知的基盤の整備、人材の養成・確保や流動性の促進、産学官連携、専門研究分野を活かした社会貢献等に対する取組があるが、各研究開発機関等の研究目的・目標に即して評価項目を選定し、評価する。</p>	<p>3 . 研究開発機関等の評価</p> <p>研究開発機関等の設置目的や研究目的・目標に即して、機関運営と研究開発の実施・推進の面から行う。なお、評価の客観性及び公正さをより高めるため、第三者評価を積極的に活用する。</p> <p>機関運営面では、研究目的・目標の達成や研究開発環境の整備等のためにどのような運営を行ったかについて、効率性の観点も<u>踏まえ重視し</u>つつ評価を行う。機関運営面の評価項目としては、例えば、支援体制や知的基盤の整備、人材の養成・確保や流動性の促進、産学官連携、専門研究分野を活かした社会貢献等に対する取組が<u>ある考えられる</u>が、各研究開発機関等の研究目的・目標に即して<u>適切に</u>評価項目を選定し、評価する。</p>	

<p>研究開発の実施・推進面では、機関等が実施・推進した研究開発課題の評価と所属する研究者等の業績の評価の総体で評価を行う。評価結果は、機関運営のための予算、人材等の資源配分に反映させる。</p> <p>こうした研究開発機関等の運営は、機関長の裁量の下で行われるものであり、研究開発機関等の評価結果を責任者たる機関長の評価につなげる。また、研究開発における機関長の責任の重さにもかんがみ、機関長が適切に選任されるように留意する必要がある。</p> <p>なお、この他に、研究開発機関等の性格に応じて次のとおり実施する。</p> <p>大学等については、大学設置基準等に規定する自己点検・評価を厳正に行う。その際、自主性の尊重、教育と研究の一体的な推進等その特性に留意する。また、大学共同利用機関については、外部専門家及び外部有識者で構成される評議員会等が行う評価を一層充実する。さらに、これらに加えて、大学評価・学位授与機構等による教育、研究、社会貢献、組織運営等の第三者評価を推進する。</p> <p>独立行政法人研究機関については、「独立行政法人通則法」に基づく中期目標期間の実績(中期目標の達成度等)を独立行政法人評価委員会で評価し、各府省において評価結果を、交付金の適切な配分等に反映させるとともに、独立行政法人研究機関は、機関の運営に評価結果を反映させるよう努める。</p> <p>国立試験研究機関については、各府省の施策・事業と合致しているかを評価する。さらに、特殊法人研究機関等については、国立試験研究機関に準じた措置が講じられるよう努めるとともに、これらの評価結果を、国の施策・事業に的確に反映させる。</p> <p>国費の支出を受けて研究開発(委託及び共同研究等)を実施する民間機関、公設試験研究機関等については、評価実施主体は、課題評価の際等に、これら機関における</p>	<p>研究開発の実施・推進面では、研究開発機関等が実施・推進した研究開発課題の評価と所属する研究者等の業績の評価の総体で評価を行う。評価結果は、機関運営のための予算、人材等の資源配分に反映させる。</p> <p>こうした研究開発機関等の運営は、機関長の裁量の下で行われるものであり、研究開発機関等の評価結果を責任者たる機関長の評価につなげる。また、研究開発における機関長の責任の重さにもかんがみ、機関長が適切に選任されるように留意する必要がある。</p> <p>なお、この他に、研究開発機関等の性格に応じて次のとおり実施する。</p> <p>大学等については、大学設置基準学校教育法等に規定する自己点検・評価を厳正に行う。その際、自主性の尊重、教育と研究の一体的な推進等その特性に留意する。また、大学共同利用機関については、外部専門家及び外部有識者で構成される評議員会等が行う評価を一層充実する。国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人法」に基づく中期目標期間の実績(中間目標の達成度等)を国立大学法人評価委員会で評価し、評価結果を、運営費交付金の適切な配分等に反映させる。</p> <p>さらに、これらに加えて、大学評価・学位授与機構等による教育、研究、社会貢献、組織運営等の第三者評価を推進する。</p> <p>独立行政法人研究機関については、「独立行政法人通則法」に基づく中期目標期間の実績(中期目標の達成度等)を独立行政法人評価委員会で評価し、各府省において評価結果を、運営費交付金の適切な配分等に反映させるとともに、独立行政法人研究機関は、機関の運営に評価結果を反映させるよう努める。</p> <p>国立試験研究機関については、各府省の施策・事業と合致しているかを特に留意して評価する。さらに、特殊法人研究機関等については、国立試験研究機関に準じた措置が講じられるよう努めるとともに、これらの評価結果を、国の施策・事業に的確に反映させる。</p> <p>国費の支出を受けて研究開発(委託及び共同研究等)を実施する民間機関、公設試験研究機関等については、評価実施主体は、課題評価の際等に、これら機関における</p>	<p>・研究開発評価以外の事項のため削除した。</p> <p>・国立大学法人化に伴い修正した。</p>
--	---	---

<p>当該課題の研究開発体制に関わる運営面に関し、国費の効果的・効率的執行を確保する観点から、必要な範囲で評価を行う。</p> <p>なお、本指針の対象外であっても研究開発に関連する部分については、各機関の性格や役割等に応じて、適切に評価することが期待される。</p>	<p>当該課題の研究開発体制に関わる運営面に関し、国費の効果的・効率的執行を確保する観点から、必要な範囲で評価を行う。</p> <p>なお、本指針の対象外であっても研究開発に関連する部分については、各機関の性格や役割等に応じて、適切に評価することが期待される。</p>	
<p>4. 研究者等の業績の評価</p> <p>機関長が機関の設置目的等に照らして適切かつ効率的な評価のためのルールを整備して、責任をもって実施する。その際、研究者には多様な能力や適性があることに十分配慮し、研究開発に加え、研究開発の企画・管理や評価活動、社会への貢献等の関連する活動に着目し、量よりも質を評価する。その際、大学等の場合は、研究と教育の両面の機能を有することに留意する。</p> <p>また、研究開発を推進するためには、研究支援者の協力が不可欠である。研究支援者の専門的な能力、研究開発の推進に対する貢献度等を適切に評価することが必要である。</p>	<p>4. 研究者等の業績の評価</p> <p>機関長が機関の設置目的等に照らして適切かつ効率的な評価のためのルールを整備して、責任をもって実施する。その際、研究者には多様な能力や適性があることに十分配慮し、研究開発に加え、研究開発の企画・管理や評価活動、社会への貢献等の関連する活動に着目し、量よりも質を評価する。その際、大学等の場合は、研究と教育の両面の機能を有することに留意する。</p> <p><u>また、研究者が挑戦した課題の困難性等も考慮に入れるなど、研究者を萎縮させず果敢な挑戦を促すなどの工夫が必要である。</u></p> <p><u>またさらに</u>、研究開発を推進するためには、研究支援者の協力が不可欠である。研究支援者の専門的な能力、研究開発の推進に対する貢献度等を適切に評価することが必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研究者の業績の評価のあり方自体については、研究者の多様な能力に配慮した現行の記述を踏襲しつつ、研究者が挑戦した課題の困難性等も考慮に入れるなど、<u>研究者を萎縮させず果敢な挑戦を促すなどの工夫が必要であることを付記する。(改善方向記載)</u>